



はじめに

近年では、地球温暖化の問題が世界中でクローズアップされるようになり、各国では太陽光や風力をはじめとする再生可能エネルギーや未利用エネルギーの積極的な活用が求められてきています。

こうした新エネルギーについては、我が国においても、2006年5月に策定された「新・国家エネルギー戦略」の中で、「新エネルギーイノベーション計画」を掲げ、産業としての自立を目指しつつ、2030年の本格普及を見据え、その導入拡大を図るとされています。

一方、県では、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し取組を進めて参りましたが、その後、京都議定書の発効や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）の施行など、エネルギーと環境を取り巻く状況は大きく変化いたしました。本計画の改定は、こうした状況の変化に対応するためのものです。

新エネルギーは、地域資源を有効に利活用するものであることから、それぞれの地域の特性に合わせて導入を図っていくことが必要であります。中でも中山間地域に豊富に存在する木質バイオマスの利活用は、本県の大部分を占める中山間地域での産業活性化や雇用拡大などに大いに資するものと考えています。

県民、事業者、市町村、県は、新エネルギーに対する関心を深め、その導入の促進に連携・協働して取り組む必要があります。そうした取組を本計画に基づき今後一層進めて参りますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の改定にあたり、御議論いただきました「島根県地域新エネルギー導入促進計画改定検討委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成20年6月

島根県知事 溝口善兵衛